

2011年東北地方太平洋沖地震について

2011年3月18日

民主法律協会 会長 萬井 隆令

3月11日14時46分頃、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震が発生し、地震・津波その他により、東北・関東地方を中心に多大な被害が発生しております。また、福島第一、第二原発では放射性物質の放出が確認され、その後の推移も予断を許さない状況にあります。

被災された皆様に対し、心からお見舞い申し上げます。被災された方の中には、民法協会員団体の構成員や個人会員、その家族・親戚の方々も含まれているのではないかと、災害の影響で困難な状況にある方もおられるのではないかと心配をしております。でき得る支援を行っていきたいと考えますので、民法協事務所にご相談いただきたいと思います。

民法協として、この未曾有の大惨事に何ができるか検討しておりますが、地理的に遠く直接的な救援等が行えない状況にあります。

そこで、当面の活動として、①義援金を募ること、②直接的な被災だけではなく、災害の影響で種々の困難を強いられている方々に対して必要な労働相談・法律相談に応じること、③生活や権利救済のために役立つ情報を提供すること、を考えております。

①の義援金については、下記郵便振替口座で受け付けます。通信欄に「震災義援金」と明記してご送付ください。被災者の生活支援のために用いられるよう適切な団体へ送金したいと思います。

【義援金送付先郵便振替口座】

口座番号 00980—1—100657

加入者名 民主法律協会企画委員会

②の労働相談・法律相談については、以前から民法協会員団体の構成員、個人会員の方々は初回無料で相談を実施していますので、是非ご活用ください。所定の相談申込用紙がありますから民法協にご連絡ください。

③の情報提供については、以前、阪神大震災のときに民法協が作成した災害に関わる労働相談・借地借家相談Q&Aなどがありますので、これを改訂し、また、今回の状況に合わせた形で、メール配信・ウェブページへの掲載を順次行っていきます。被災地の方にも届けられるような形にしますので、これも是非ご活用ください。

民法協には、160団体を超える労働組合・市民団体、300人を超える弁護士、労働法その他の研究者が結集しています。それぞれの特性を生かし、全国の仲間と連帯して支援の輪を広げていきましょう。